

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地													
熊本駅前看護リハビリテーション学院		平成20年3月27日		高野 茂		〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2丁目1番15号 (電話)096-212-0711													
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地													
学校法人 青照学舎		平成11年12月10日		理事長 竹村 照章		〒869-3205 熊本県宇城市三角町波多2864番地の111 (電話)0964-54-2211													
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士														
医療	医療専門課程	看護学科		平成22年2月26日文科科学省告示第30号	—														
学科の目的 看護学科は、「愛と和」の理念のもと、従来の専門的知識・技術の他に人間の内面の世界、価値観、病気に対する恐れ、どう考えているかという感情など、心の中をみる、創造する能力を持った人間性の理解ができる看護師の育成をすることを目的としている。																			
認定年月日 平成27年2月25日																			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 教授実時間数は前単位 数		講義	演習	実習	実験												
		98単位	75単位	—	23単位	—	—												
3	0	単位時間																	
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数												
320人		226人		0人	15人	62人	77人												
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			成績評価 ■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学科試験、実習評価及び学習状況の総合評価とし、60点以上を合格とする。															
長期休み	■学年始: 4月1日～ 3月31日 ■夏 季: 7月24日～ 8月24日 ■冬 季: 12月25日～ 1月 8日 ■学年末: 3月19日～ 3月31日			卒業・進級条件 (卒業) 学則に規定、全単位取得 (進級) 規定の出席率(出席すべき日数の1/3以内の欠席)且つ学科試験・実習評価が60/100点以上をもって合格、単位取得率が各学年で定められた範囲内であること。															
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 連続欠席や無断欠席者に対して随時面接を行い、長期欠席者0名の支援体制を行っている。			課外活動 ■課外活動の種類 地域でのボランティア活動 その他ボランティア活動 関係学会への参加 ■サークル活動: 有															
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(平成29年度卒業生) 医療機関・施設 ■就職指導内容 毎年10月に就職ガイダンスを実施。また、就職試験前には個別に面接の練習や履歴書の書き方などの指導を行っている。			主な学修成果(資格・検定等)※3 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>②</td> <td>71人</td> <td>62人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	看護師	②	71人	62人				
	資格・検定名	種別	受験者数					合格者数											
看護師	②	71人	62人																
■卒業生数: 72人 ■就職希望者数: 65人 ■就職率: 88.9% ■卒業生に占める就職者の割合: 88.9% ■その他 ・進学者数: 3人 (平成 29 年度卒業生に関する平成30年5月1日 時点の情報)			※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄																
中途退学の現状	■中途退学者 7名 ■中途退率 3.1% 平成29年4月1日時点において、在学者226名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者219名(平成30年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、体調不良 ■中退防止・中退者支援のための取組 1年前期にスタディスキル向上の科目の導入や早期臨床体験のための実習等を通じて早期に進路に関する不安を取り除くカリキュラムを組んでいる。また、全学年に共通して進級後や定期試験後など定期的に担任との面談を行っている。なお、その他休みが続く場合や無断欠席した場合など随時面談を行い、早期に不安の芽を取り除くようにしている。																		
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: (有)・無 学校法人青照学舎賞与奨学金制度 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象(非給付対象) ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																		
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有・(無) ※有の場合、例えば以下について任意記載																		
当該学科のホームページURL	URL: http://www.ekigaku.ac.jp/																		

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文科科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
 ①「就職率」とは、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
 ②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。
 ③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について
 ①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
 ②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。
 (3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

各学年のカリキュラムに応じた基礎領域、専門基礎領域、専門領域における個々の学習の成果の獲得に努めることは勿論であるが、特に「人間性」の育成を重視した教育を実践する。また、各学年で行われる臨床実習教育は、教育の多くを実習先(専門分野に関する企業、団体等)に委ねることから、各種指導内容を設け、連絡・連携を密に行い、教育にあたる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

企業等との連携を保つことで、現場で求められる人材を育成するための情報や資源をえることはもとより、教育課程編成委員会での意見を踏まえ、授業内容に関わる見直し等、カリキュラム作成や改変に活かす。また、当該委員会では編成委員会に則り運用がなされる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成〇年〇月〇日現在

名 前	所 属	任期	種別
高野 茂	熊本駅前看護リハビリテーション学院	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
黒川 一也	熊本駅前看護リハビリテーション学院	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
羽山 賢一	熊本駅前看護リハビリテーション学院	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
白石 正行	熊本駅前看護リハビリテーション学院	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
吉岡 薫	熊本駅前看護リハビリテーション学院	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
松本 泉	熊本駅前看護リハビリテーション学院	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
有働 正二郎	熊本駅前看護リハビリテーション学院	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
山口 里美	公益社団法人 熊本県理学療法士協会	平成28年7月21日～平成30年7月20日(2年)	
牛島 由紀雄	一般社団法人 熊本県作業療法士会	平成29年7月19日～平成31年7月18日(2年)	
嶋田 晶子	公益社団法人 熊本県看護協会	平成28年6月22日～平成30年6月21日(2年)	
松村 光一	医療法人 桜十字 桜十字病院	平成28年6月27日～平成30年6月26日(2年)	
東島 美佳	医療法人社団 聖十字会 聖ヶ塔病院	平成29年8月8日～平成31年8月7日(2年)	
橋口 玲子	医療法人 博光会 介護老人保健施設 ぼたん園	平成28年6月1日～平成30年5月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回開催

(開催日時(実績))

第1回 平成30年1月17日(水) 16:15～18:15

第2回 平成30年3月28日(水) 15:30～17:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会でもいただいた意見を参考として、国家試験の現役合格率の向上と社会人としての基礎力の向上を図るために、看護師に必要な知識・技術・態度を生徒のレディネスに合わせて工夫していく。
また、全ての過程にPDCAサイクルで関わり、常に評価・修正しながら目標達成を目指す。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業との連携による実習は、学校において習得した医学の知識を臨床の場で検証する過程で、対象者とそれを取り巻く人たちの現実態の把握と、対象者の現実態の諸相に即した治療内容の探求と創造を可能とする。また、病院の組織、管理・運営や理学療法士の多岐に渡る仕事の認識を経て、人が人を治療する事の難しさと喜びを実感するとともに、対象者及び医療・介護の現実にあふぶつかることにより、問題意識を研ぎ澄まし、自分自身の治療観、人間観を再考し、自己の教育の契機にする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

臨地実習は、医療安全を基盤とした看護能力の強化へと発展させる教育方法であり、各看護学に位置づけられている。それは、病(医)院や施設の絶えず変化していく環境の中で、生活者としての対象の生命現象に接することのできる生きた教育である。学生は講義で学んだ理論や知識を、病(医)院で実践することで、自ら検証を行い、知識・技術・態度の統合を図り、応用や創意工夫の基礎を養うことができるものである。その過程で、問題解決能力を身につけることができるのである。このように、病(医)院や施設と協働して行う臨地実習等を実施している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
基礎看護学実習Ⅰ－Ⅰ・Ⅱ、Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ－Ⅰは、対象との対話や見学実習を中心として、療養環境を知るところを主眼に置く。基礎看護学実習Ⅰ－Ⅱの実習では、基本的日常生活の援助を行う。	医療法人・社会医療法人などの病院
成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	成人看護学実習Ⅰでは、「生涯にわたり疾病コントロールが必要な成人の看護」について学ぶ。成人看護学実習Ⅱでは、「生命危機状態にある成人の看護、身体の一部を喪失した成人の看護」について学ぶ。成人看護学実習Ⅲでは、「治癒困難な状態にある成人の看護」について学ぶ。	国立病院機構、医療法人、社会医療法人などの病院
小児看護学実習	健康な小児の看護実習(保育園)及び健康障害をもつ小児の看護実習を小児科病棟実習と小児科外来実習で行い、小児の特徴を理解し、成長発達に応じた健康回復・維持のために必要な援助を理解する。	国立病院機構の病院、こども療育センター、小児科内科医院など
母性看護学実習	母性看護学実習では、妊娠・分娩・産褥における母性の特徴を理解し、母性及び新生児に必要な看護と保健指導を行う基礎能力を養う。	医療法人などの病院
精神看護学実習	精神看護学実習では、精神に障害のある患者の身体的・精神的・社会的特徴を理解し、人権を尊重した看護のあり方を学ぶ。	国立病院機構、社会医療法人などの病院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

研修は、職務の遂行に必要な知識又は技能等を修得させ、その遂行に必要な教職員の能力及び資質等の向上を図ることを目的とする。その中で、専攻分野における実務に関する能力や指導力の修得・向上のための研修として、全教員が企業等と連携した研修に定期的に参加し常に研鑽に努め、研修に参加した教員は、その研修の成果をもって本校の業務に寄与し、研修によって修得した知識・技能等を職場において還元することとしている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「実務研修」(連携企業等: 国立病院機構 熊本再春荘病院)

期間: 平成29年8月7日(月)～8月9日(水)、平成29年8月14日(月)～8月16日(水)

対象: 専任教員

内容: 近年の医療・看護の現状と看護管理システムを学び、今後の実習企画・運営及び就職活動などの学生指導に役立てる。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「平成29年度専任教員養成講習会」（連携企業等：大分県看護協会）

期間：平成29年4月18日（火）～12月15日（金） 対象：専任教員

内容：看護師等の養成に携わる者に対して必要な知識技術を修得させ、看護教育の内容の充実を図る。

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「日本看護研究学会 第44回学術集会」（連携企業等：熊本大学等）

期間：平成30年8月18日（土）～8月19日（日） 対象：専任教員

内容：看護が創る変化の波 ～地域に新しい風を吹き込む～

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「平成30年度専任教員養成講習会」（連携企業等：福岡県）

期間：平成30年4月16日（月）～12月21日（金） 対象：専任教員

内容：看護師等の養成に携わる者に対して必要な知識技術を修得させ、看護教育の内容の充実を図る。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

社会貢献、企業連携をより強固なものとし、様々な視点からの意見やアンケートを運営に反映させ、充実した学校教育を行う。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)生徒指導等
(5)学生支援	(5)特別活動等
(6)教育環境	(6)学修成果
(7)学生の受入れ募集	(7)生徒支援
(8)財務	(8)教育環境
(9)法令等の遵守	(9)生徒の受入れ募集
(10)社会貢献・地域貢献	(10)財務
(11)国際交流	(11)法令等の遵守
	(12)社会貢献・地域貢献

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会で評価していただいた教育環境（エアコン使用等）について、学内で検討され、使用方法の生徒への周知や状況に応じた空調使用が行われている。

また、生徒のエレベーターの使用について、学校活性化委員会等で検討され、当番以外の使用を認めることとなった。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成〇年〇月〇日現在

名 前	所 属	任期	種別
山口 里美	公益社団法人 熊本県理学療法士協会	平成28年7月21日～平成30年7月20日（2年）	企業等委員
牛島 由紀雄	一般社団法人 熊本県作業療法士会	平成29年7月19日～平成31年7月18日（2年）	企業等委員
松村 光一	衣料法人桜十字 桜十字病院	平成28年6月27日～平成30年6月26日（2年）	企業等委員
東島 美佳	医療法人社団 聖十字会 聖ヶ塔病院	平成29年6月8日～平成31年6月7日（2年）	企業等委員
橋口 玲子	医療法人 博光会 介護老人保健施設 ぼたん園	平成28年6月1日～平成30年5月31日（2年）	企業等委員
北原 政典	熊本県立熊本西高等学校	平成28年6月24日～平成30年6月23日（2年）	高等学校副校長
森田 亮子	熊本駅前看護リハビリテーション学院 後援会	平成29年6月5日～平成31年6月4日（2年）	保護者会長
池田 健志郎	熊本駅前看護リハビリテーション学院 同窓会	平成29年6月16日～平成31年6月15日（2年）	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

URL: <http://www.ekigaku.ac.jp/>

公表時期: 毎年3月下旬

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

関係者より評価をいただいた意見をホームページ上に掲載し、委員会で報告を行う。また、学校運営に資するために全ての情報を提供する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校長名、所在地、連絡先、学校の沿革・歴史、学校の教育理念・教育
(2) 各学科等の教育	定員数・入学者数・在校生徒数、カリキュラム時数、進級・卒業の要件等
(3) 教職員	職員数、教職員の組織
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育への取組状況、実習・技術等の取組状況、就職支援への
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況、課外活動
(6) 学生の生活支援	学生支援への取組状況
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金の取扱い、活用ができる経済的支援措置の内容等
(8) 学校の財務	財務諸表
(9) 学校評価	自己評価・学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

URL: <http://www.ekigaku.ac.jp/>

授業科目等の概要

(医療専門課程看護学科) 平成29年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			論理学	論理的な思考の法則を学び、他の諸学問を学ぶための基礎とする。自分の考えを正しい日本語で表現（文章・議論）することができる。	1・前	30	1	○	○		○			○	
○			文化人類学	文化の違いによって異なる考えをもつ人々がいることを、宗教、生活習慣、儀礼などの文化を通して人間を理解する。異文化による人間の行動や考えの違いを知り、国際的な視野を広げる。	1・後	15	1	○			○			○	
○			倫理学	人間理解を歴史的・現代哲学から総合的に学び、自己の人間観に取り入れる。医療・看護の中における倫理的思考と判断力・行動の基本となる考えを身につける。	2・前	30	1	○			○			○	
○			教育学	教育が人の「ライフ」に深く関わっていることを理解し、教育の基本・理論・技術を身につけ、ケアに活かす能力を身につける。	2・前	30	1	○			○			○	
○			心理学	人間の心理や行動の仕組みとその背景、人間関係の基本的な事柄などについて学び、自己理解、患者心理理解に活かす能力を身につける。	1・前	30	1	○	○		○			○	
○			カウンセリング論	カウンセリング理論の基本と態度を学び看護の場面で、患者・家族へ活かせる基本的技術を身につける。	2・前	30	1	○	○		○			○	
○			社会学	社会の基本構造を理解し、社会と環境、その中の人間について思考し、医療・看護の社会的存在を理解し、身近な社会問題から健康、障害、偏見、人権について思考する。	1・前	30	1	○			○			○	
○			英会話	英会話のスキルを確立し、英会話の能力を養う。	1・前	30	1	○	○		○			○	
○			英語講読	医学関連分野の語彙力の向上を図る。	2・前	45	2	○	○		○			○	
○			情報科学	情報科学の初歩的理論を学び、医療における情報（特にプライバシーに関する）取扱いにおける責任・理論を理解し、実践を通して「情報処理」能力を習得する。	1・前	30	1	○	○		○			○	
○			保健体育	運動と健康増進の効果を理論的に学び、スポーツやレクリエーション技術を通し、自己の健康と臨床能力に活かす基本を身につける。	1・通	30	1	○		○	○	○		○	

○			コミュニケーション論	コミュニケーションと「人間関係」能力について考え、体験を通して自己・他者理解の基本技術を身に付け、看護における患者・チームとの関係づくりや判断基準としてコミュニケーション能力を高める。	1・後	30	1	○	○		○			○	
○			解剖生理学Ⅰ	1 人体を構成する細胞、組織、器官のしくみを知り、人間がもっている生命維持機能についての概要がわかる。 2 循環の構造と機能を学び、生命維持における循環の意義がわかる。 3 酸素の取り込み、需要、供給における呼吸の意義がわかる。	1・前	30	1	○			○				○
○			解剖生理学Ⅱ	1 全身を統合支配する脳の構造と機能について学ぶ。 2 生体内外の環境の変化に対する諸臓器の調節機能の構造と機能について理解する。 3 栄養の摂取から消化・吸収・代謝・排泄過程にたずさわる器官の構造と機能を学び、生命維持における栄養摂取と排泄の意義がわかる。 4 人間の排泄過程にたずさわる器官の構造と機能を学び、排泄の意義がわかる。	1・前	30	1	○			○				○
○			解剖生理学Ⅲ	1 運動をつかさどる臓器の構造、機能について学び、メカニズムと日常生活における役割について理解する。 2 感覚をつかさどる器官の構造、機能について学び、メカニズムと日常生活における役割について学ぶ。 3 侵入してきた外的に対する生体防御機能の仕組みを理解する。 4 次世代の個体を生み出して種を維持する生殖の構造と機能について学ぶ。	1・前	30	1	○			○				○
○			形態機能学	生命維持と生活行動の基盤となる人体の構造と機能を理解する。日常生活行動を、からだはどのような仕組みで行っているかを理解できる。	1・後	30	1	○	○		○			○	
○			臨床生化学	人の身体がどのような物質から成り立っていて、それぞれがどのように作られ、壊され調整されて健康な状態を維持しているかを物質のレベルで理解する。病んだ場合、物質代謝やエネルギー代謝にどのような変化がみられるか、どのようにすれば正常に戻るのかを、物質のレベルで理解する。代謝を、細胞内での物質の変化だけで捉えるのではなく、臓器レベル、臓器間レベルを含めて理解する。代表的な疾患について病態と代謝の関連を理解する。遺伝病などの疾患を遺伝子のレベルで考察し、遺伝子変異と疾患との関連を理解する。	1・後	30	1	○			○				○
○			栄養学	健康のために良い食事についての判断能力、また各個人の栄養アセスメント能力を養う。対象の健康の段階にあわせて、健康の維持増進から、健康障害の治療に関する事柄までを学ぶ。対象が食習慣を見直し改善できるための食事指導について学ぶ。	1・後	30	1	○			○				○

○		病理学総論	疾病の起こるメカニズム、変化（形態的、機能的変化）、その結果として表れる病態を理解する。先天異常、代謝異常、循環障害、炎症、腫瘍の五つのカテゴリーを理解する。病気を理解する上で基礎となる病理学の知識を臨地実習や臨床での看護展開に活かす。	1・前	15	1	○			○			○
○		病理学Ⅰ	呼吸器系の基礎知識（構造と機能、症状と病態生理）と主な疾病の病態、検査、治療、予後を理解する。循環器系の基礎知識（構造と機能、症状と病態生理）と主な疾病の病態、検査、治療、予後を理解する。習得した呼吸器系・循環器系の知識や技術を臨地実習や臨床での看護の展開に活かす。	1・後	30	1	○			○			○
○		病理学Ⅱ	消化器系の基礎知識（構造と機能、症状と病態生理）と主な疾患の病態、検査、治療、予後を理解する。内分泌・代謝系の基礎知識（構造と機能、症状と病態生理）と主な疾病の病態、検査、治療、予後を理解する。習得した消化器系・内分泌・代謝系の知識や技術を臨地実習や臨床での看護展開に活かす。	1・後	30	1	○			○			○
○		病理学Ⅲ	腎臓及び泌尿器系の基礎知識（構造と機能、症状と病態生理）と主な疾病の病態、検査、治療、予後を理解する。女性生殖器の基礎知識（構造と機能、症状と病態生理）と主な疾病の病態、検査、治療、予後を理解する。男性生殖器の基礎知識（構造と機能、症状と病態生理）と主な疾病の病態、検査、治療、予後を理解する。習得した腎臓・泌尿器系及び生殖器系の知識や技術と臨地実習や臨床での看護の展開に活かす。	1・後	30	1	○			○			○
○		病理学Ⅳ	脳・神経系の基礎知識（構造と機能、症状と病態生理）と主な疾病の病態、検査、治療、予後を理解する。眼科・耳鼻咽喉科領域の基礎知識（構造と機能、症状と病態生理）と主な疾病の病態、検査、治療、予後を理解する。習得した脳・神経系及び感覚器系の知識や技術を臨地実習や臨床での看護の展開に活かす。救急医療における看護師の役割を理解する。危機的状況にある患者、家族への対応に必要な技術や知識を取得する。	2・前	30	1	○			○			○
○		病理学Ⅴ	血液・造血器系の基礎知識（構造の機能、症状と病態生理）と主な疾病の病態、検査、治療、予後を理解する。免疫系器官の基礎知識（構造と機能、症状と病態生理）と免疫・アレルギー疾患の主な疾病の病態、検査、治療、予後を理解する。運動器系の基礎知識（構造と機能、症状と病態生理）と主な疾病の病態、検査、治療、予後を理解する。習得した血液・造血器系・免疫系、運動器系の知識や技術を臨地実習や臨床での看護の展開に活かす。	1・後	30	1	○			○			○

○		臨床薬理学	治療薬の生体に対する作用や薬理作用の機序、副作用について系統的に把握し、薬物療法に対する基礎知識を習得する。主要な治療薬の作用機序・薬理作用、副作用、与薬に関する留意点などの知識や技術を習得する。主要な治療薬について、必要な投与量計算、重篤な薬物有害反応の自覚症状、薬物療法における患者の安全確保などを理解する。	1・後	45	2	○			○		○	
○		微生物学	ヒトの感染防御機構について理解し、感染と発病（感染症）の関係を理解する。主な疾病（感染症）ごとに、病態、診断基準、検査、治療、予後を理解する。習得した感染防御のための具体的な方法を理解する。性感染症とHIV感染症の病態及び現状と課題を理解する。日和見感染と院内感染の背景と病態を理解する。	1・前	30	1	○			○		○	
○		保健医療論Ⅰ	医療と看護の原点を理解する。医療の歴史と医療観の変遷及び健康の概念を学ぶ。最先端の医療の現状と課題を学ぶ。患者の立場から医療の在り方の問題を学ぶ。医療をめぐる動向を理解し、望ましい医療の在り方とテーマを学ぶ。	1・前	15	1	○			○		○	
○		保健医療論Ⅱ	看護が保健医療福祉の一員であることを理解する。患者の権利について歴史的変遷の中から理解する。	1・後	15	1	○			○		○	
○		公衆衛生学	公衆衛生の概念と基本的な内容を理解する。健康が環境や生活習慣と深く関連していることを理解する。各種制度の現状と課題、今後の方向について学ぶ。	2・前	15	1	○			○		○	
○		関係法規	医療に関するさまざまな法の仕組みを学ぶ。保健衛生、予防衛生、環境衛生などの基本理念と法の体系を学ぶ。看護に関連する関係法規と学習する意義について理解する。看護を受け入れる人々を守る観点から法規を学ぶ。	2・前	15	1	○			○		○	
○		社会福祉	社会福祉・社会保障の目的と機能及び歴史について学ぶ。社会福祉の実践方法、社会資源の活用方法を理解する。高齢者、小児、障害者などのライフサイクルと障害に応じた諸制度について学ぶ。	2・前	30	2	○			○		○	
○		看護学概論	看護学を構成する各科目の考え方と位置づけを理解する。看護の概念について、看護理論家の理論を学ぶ。	1・前	30	1	○			○		○	
○		看護研究理論	看護研究の必要性、看護研究の方法、看護研究の現状を学ぶ。看護研究の基本的な考え方、進め方、論理的配慮について理解し、看護論文のまとめ方を習得する。	2・後	15	1	○	○		○		○	
○		看護研究演習	看護研究理論の科目で学習した看護研究のプロセスをフィードバックしながら、事例研究としてテーマを設定し、研究計画の立案、データ収集・整理、論文としてまとめ、学内で研究発表を行なう。	3・通	30	1	○	○		○		○	
○		基礎看護技術Ⅰ	看護実践に不可欠な基本技術を習得する。	1・通	60	2	○	○	○	○		○	

○		基礎看護技術Ⅱ	日常生活の援助技術を習得する。	1・通	60	2	○	○		○		○		
○		基礎看護技術Ⅲ	治療・処置に伴う援助技術を習得する。	1・後	60	2	○	○		○		○		
○		基礎看護技術Ⅳ	日常生活援助技術及び治療処置に伴う援助技術を習得する。	1・前	30	1	○	○		○		○		
○		基礎看護技術Ⅴ	問題解決的思考をもとに、看護の過程における思考の方法（看護過程）を習得する。	1・後	30	1	○	○		○		○		
○		基礎看護学実習Ⅰ－１	対象との対話や見学実習を中心として、療養環境を知ることにより主眼を置く。	1・後	45	1				○		○		○
○		基礎看護学実習Ⅰ－２	実習では、基本的日常生活の援助を行う。	1・後						○		○		○
○		基礎看護学実習Ⅱ	看護過程の展開を通して、個別な対象の看護のあり方を学ぶ。	2・前	90	2				○		○		○
○		成人看護学概論	ライフサイクルにおける成人各期の特徴を身体的・精神的・社会的に理解する。成人各期の発達課題、健康問題を理解する。成人保健の意義を理解し、成人の健康の保持、増進の実際について学ぶ。成人の看護の特徴、関連する看護理論について理解する。	1・前	30	1	○	○		○		○		
○		成人看護学援助論Ⅰ	成人期にある人を対象として、生活者としての呼吸・循環の機能とその障害を持つ人への看護を理解する。	1・後	30	1	○			○			○	
○		成人看護学援助論Ⅱ	成人期にある人を対象として、生活者としての消化・吸収機能とその障害を持つ人への看護を理解する。	1・後	30	1	○			○		○		
○		成人看護学援助論Ⅲ	成人期にある人を対象として、生活者としての内部環境調整機能・身体防御機能とその障害を持つ人への看護を理解する。	2・前	30	1	○			○			○	
○		成人看護学援助論Ⅳ	成人期にある人を対象として、生活者としての運動機能、性生殖機能、脳神経機能及び感覚機能とその障害を持つ人への看護を理解する。	2・前	30	1	○			○		○	○	
○		成人看護学援助論Ⅴ	成人期にある患者の事例を用いて成人期の特徴を理解し、健康問題に応じた看護課程の展開ができる。	2・前	30	1	○			○		○		
○		老年看護学概論	老年期にある人の特徴とライフサイクルから見た老年期の課題を理解する。高齢者をとりまく社会を理解し、ソーシャルサポートシステムを理解する。高齢者の健康状態の理解を深め、老年看護の機能と役割を考える。	1・後	30	1	○			○		○		
○		老年看護学援助論Ⅰ	高齢者のセルフケアに関するアセスメント及び老化に伴う身体、心理的变化に応じた日常生活援助の基本を習得する。機能障害を持つ高齢者のアセスメントと援助の基本を習得する。	2・前	30	1	○			○	○	○		

○		老年看護学援助論Ⅱ	健康段階に応じた高齢者のアセスメントと援助の基本が理解できる。老化による心身の変化及び機能障害・治療が高齢者の生活にどのように影響をしているのかをもとに援助計画の立案ができる。高齢者の特徴と個別性を踏まえた援助が実施できる。	2・後	45	2	○			○		○	○
○		小児看護学概論	小児看護の対象である小児と家族の特徴を理解し、小児看護の目的、役割を理解する。小児の正常な成長発達と各期の特性を理解する。	2・前	30	1	○	○		○		○	
○		小児看護学援助論Ⅰ	小児の病態と小児の疾患に対する治療、処置、看護が理解できる。小児の疾病の経過に応じた小児と家族の看護を理解する。	2・前	30	1	○	○		○		○	○
○		小児看護学援助論Ⅱ	小児の症状のメカニズムとその観察及び看護について理解する。小児看護に必要な看護技術を習得する。事例を通して、健康障害をもつ小児の看護を理解し、小児看護に必要な知識・技術を統合する。	2・後	45	2	○	○		○		○	
○		母性看護学概論	母性を取り巻く社会の現状や課題を理解し、母性看護の概念、生命倫理について学ぶ。女性のライフサイクルの特徴を理解し、女性の各期における健康課題と看護について学ぶ。	2・前	30	1	○			○			○
○		母性看護学援助論Ⅰ	妊娠分娩産褥の正常経過と異常経過、新生児の生理についての理解を深める。妊娠・分娩・産褥の看護、新生児の看護について理解する。	2・前	30	1	○			○			○
○		母性看護学援助論Ⅱ	妊娠・分娩・産褥の異常の看護について理解する。母性看護に必要な看護技術を習得する。事例を通して褥婦の看護を理解し、母性看護に必要な知識・技術を統合する。	2・後	45	2	○	○		○			○
○		精神看護学概論	精神看護の概要（目的・対象・機能）を理解する。こころの健康と発達段階について理解し、こころの健康について考えることができる。精神保健看護の歴史的変遷を学び、人権や倫理について考えることができる。精神保健福祉法の背景と経緯について理解する。	1・後	30	1	○			○		○	
○		精神看護学援助論Ⅰ	各精神障害の特徴を、病気やよく見られる症状や問題の面から理解する。	2・前	30	1	○			○			○
○		精神看護学援助論Ⅱ	精神看護に必要な技術を習得する。事例を通して、精神に障害をもつ患者を理解し、看護過程に必要な知識・技術を習得する。	2・通	45	2	○			○			○
○		成人看護学実習Ⅰ	「生涯にわたり疾病コントロールが必要な成人の看護」について、学ぶ。	2・後	90	2					○		○
○		成人看護学実習Ⅱ	「生命危機状態にある成人の看護、身体の一部を喪失した成人の看護」について、学ぶ。	3・通	90	2					○		○
○		成人看護学実習Ⅲ	「治療困難な状態にある成人の看護」について、学ぶ。	3・通	90	2					○		○

○		老年看護学実習Ⅰ	介護保健施設に入所している高齢者を通じて、老年期にある対象の特徴、加齢による日常生活活動が低下した中で、可能な限り自分の持つ力を発揮して暮らしていくために、求められる支援体制を検討し、看護職が果たすべき役割を学ぶ。	2・後	90	2						○				○
○		老年看護学実習Ⅱ	健康障害をきたしている高齢者の健康の特徴を踏まえて、老化や各健康段階に応じた看護の実践について学ぶ。	3・通	90	2						○				○
○		小児看護学実習	健康な小児の看護実習（保育園）及び健康障害をもつ小児の看護実習を小児科病棟実習と小児科外来実習で行い、小児の特徴を理解し、成長発達に応じた健康回復・維持のために必要な援助を理解する。	3・通	90	2						○				○
○		母性看護学実習	妊婦・産婦・褥婦・新生児の正常な経過及び生命誕生の喜び・生命の尊厳については、産婦人科実習にて学ぶ。子育て支援実習においては、新生児及び乳幼児とのふれ合いを通して、母子相互関係について理解を深める。思春期外来・病棟実習においては、思春期特有の性や心の問題を理解し、健全な母性の育成について学ぶ。	3・通	90	2						○				○
○		精神看護学実習	精神機能に障害をきたしており、精神保健上の問題を抱える対象の特性を理解し、対象に合った看護実践ができることをねらいとし、人権を尊重した看護のあり方を学ぶ。	3・通	90	2						○				○
○		在宅看護論概論	在宅看護の必要性、目的、対象、役割について理解する。	2・前	30	1	○	○		○					○	
○		在宅看護論援助論Ⅰ	在宅看護に必要な技術を身につけ、患者・家族の抱える健康上の問題を解決するための方法を理解する。	2・後	45	2	○	○		○					○	○
○		在宅看護論援助論Ⅱ	事例を通して在宅で療養している患者の看護を理解し、在宅看護に必要な知識・技術を統合する。	2・後	30	1	○	○		○					○	
○		看護管理	看護管理の目的・方法を学び、看護管理のシステムと医療安全対策を理解する。	3・前	15	1	○			○						○
○		災害看護	災害看護の特徴と国際看護の基本理念を理解し、国際協力を考えていく。	3・前	30	1	○	○		○					○	
○		臨床看護の実践	臨床実践に近い形で、看護技術を習得する。卒業時に求められる基礎看護技術の到達度を評価し、習得する。	3・前	30	1	○	○		○					○	
○		国際看護	国際看護及び国際協力について理解する。	2・後	15	1	○	○		○			○	○		
○		在宅看護論実習	訪問看護ステーション及び病院の訪問看護部での実習を通して、療養者を取り巻く環境と家族、介護者を含めたアセスメント、つまり在宅療養の総合的アセスメント能力を身につける。	3・通	90	2						○				○

○			看護の統合と 実践実習	複数の患者を受け持つ実習を行い、患者の 効率的な把握のし方、看護の優先度の決 定、優先度に基づいた対応ができる能力を 養い、看護のマネジメント能力を身につけ る。また、夜間の患者の状態の把握と看護 管理を学ぶ。	3 ・ 通	90	2							○			○
合計				77科目			3,015単位時間 (98単位)										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
(卒業) 学則に規定、全単位取得 (進級) 規定の出席率（出席すべき日数の1/3以内の欠席）且つ学科試験・実習評価が60/100 点以上をもって合格、単位取得率が書く学年で定められた範囲内であること。		1 学年の学期区分	2 期
		1 学期の授業期間	1 8 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。